

令和 7 年度三戸町教育基本方針

【 教育施策の方針 】

三戸町教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指し、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む小中一貫教育を推進します。

また、学校教育と社会教育とが一体となり、誰でも生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習社会の実現を図ります。

そして学校、家庭、地域社会が教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携・協力に努め、個性豊かでうるおいのある教育を推進します。

【令和7年度三戸町学校教育指導の方針と重点】

1 方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む小中一貫教育の推進に努める。

2 重 点

(1) 小中一貫教育の推進

義務教育の9年間を見通し、こどもの発達段階と学習の連続性を重視した小中一貫教育を積極的に推進する。

ア 心豊かでたくましい児童生徒の育成のための小・中学校義務教育9年間を見通した学力観、指導観の確立

イ 児童生徒が、将来社会の一員として生きていくために必要となる基礎的な知識や技能の育成

ウ 確かな学力の確立と、豊かな心を育むための9年間を見通した教育課程の編成と実践

(2) 授業の充実

一人一人のこどもが、各教科及び立志科等において、主体的・対話的で深い学びを通して確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

イ 「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化

ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

オ 学校図書館やICTなどを活用した、こどもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

(3) 立志科の充実

一人一人のこどもが、豊かな心を持ち、人間としての生き方あり方を自覚し、将来に向けてたくましく、主体的な行動ができる人間形成を目指し、その資質や能力の育成に努める。

ア 立志科授業の指導の工夫と研究

イ 郷土を愛する心を育む指導の充実

ウ 特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間を包摂した立志科の教育活動の創意工夫

エ 探究的な見方・考え方を働かせ、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成

オ 立志科を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

(4) 体育・健康教育の充実

一人一人のこどもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

エ 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

(5) 生徒指導の充実

一人一人のこどもが、個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばすことができるよう、家庭や地域社会及び関係機関との連携を図りながら、心の結びつきを基調として支えるとともに問題行動・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に努める。

ア 基本的な生活習慣を育成する協働的な指導体制の充実

イ 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級経営の充実

ウ 児童生徒理解に基づいた教育相談の充実

エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

(6) キャリア教育の推進

一人一人のこどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

ア 立志科におけるキャリア教育指導体制の整備・充実

イ 9年間を見通した将来の生き方指導・進路指導の充実

ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

発達障がいを含む障がいのあるこどもが、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

ア 校内支援体制の整備・充実

イ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実

ウ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実

エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

一人一人のこどもが、身近な環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境との関わりについて理解を深め、環境の保全やよりよい環境づくりのために、環境問題に主体的に取り組む態度や実践力の育成に努める。

ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

イ 立志科における地域の環境の実態に即した指導の工夫

ウ 環境に関わる体験学習の充実

(9) 国際化に対応する教育の推進

一人一人のこどもが、国際社会で主体的に生きる日本人としての基礎的資質を養うため、人間尊重の精神を基盤として、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の充実に努める。

ア 異文化に対する理解やそれを尊重する態度の育成

イ 英語によるコミュニケーション能力の育成のため、A L T（外国語指導助手）をはじめとするネイティブスピーカーを活用した英語科（小学校）の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

一人一人のこどもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

イ 学習指導における I C T の適切な活用

ウ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

(11) 安全・安心な学校環境づくりの推進

一人一人のこどもが、安全で安心して学習できる学校環境づくりのため、学校・家庭・地域とが連携した取り組みの充実に努める。

ア 学校警察連絡協議会等における情報交換や関係機関との連携・協力の推進

イ 学校施設・設備保全の推進

ウ 防災・防犯等安全教育の充実

(12) 教員研修の充実

教員が教育公務員としての使命と責任を自覚し、豊かな人間性、広い社会性、深い専門性を身に付け充実した教育活動を実践することができるよう、教員に対する計画的・実践的な研修の充実に努める。

ア 教員の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進

イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実

ウ 学習指導要領、三戸町小中一貫教育要領に基づく実践的研究の充実

エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実

オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

(13) 複式教育の充実

少人数の特性を生かし、一人一人の個性・能力の伸長を図るとともに、社会性の育成に努める。

ア 学校運営・学級経営の創意工夫

イ 複式指導の充実

ウ 複式授業研修の充実

【令和7年度三戸町社会教育行政の方針と重点】

1 方 針

町民が、ウェルビーイングの向上を目指し、生きがいのある充実した生活を送るとともに、人と人とのつながりを大切にする豊かで住みよい地域社会をつくり出すことができるよう、一人一人の生涯にわたる学習と社会参加を実現する社会教育の推進に努める。

2 重 点

(1) 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

多様な体験活動機会の充実を図り、心豊かでたくましい青少年の育成に努める。

ア 青少年の体験活動の充実

(ア)「さんのへ農業小学校」の支援

(イ)町内子ども会、三戸町子ども会育成連絡協議会の活動支援

(ウ)異世代・異年齢交流事業の推進

イ 地域が支えるキャリア教育の充実

(ア)「ナナメ」の関係づくりを意識した学習機会の推進（子ども会活動）

(イ)ふるさと意識を醸成する場の拡充（芸能保存会等補助事業）

(ウ)キャリア教育の推進（出前授業・職場体験）

ウ こどもの読書活動の充実

(ア)読み聞かせボランティアグループの育成と支援

(イ)読書活動推進のための啓発と情報提供

エ 地域全体でこどもを育む活動の充実

(ア)地域住民とこどもをつなぐ実践の場の工夫（ふれあい活動）

(イ)こどもの健全な育成に向けての住民の意識や目的の共有化を図る工夫(放課後子ども教室推進事業)

(ウ)青少年健全育成三戸町民会議との連携

(エ)三戸町少年指導センターとの連携

オ 家庭教育支援の充実

(ア)「三戸町家庭教育学級」事業の充実

(イ)三戸町連合父母と教師の会との連携

(2) 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

地域活動の実践者、コーディネーター等のネットワークづくりに努める。

ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成

イ 郷土に誇りを持ち、次代を担う若者の育成

ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

(3) 生涯を通じた学びと社会参加の推進

町民一人一人の主体的な学習を推進するとともに、学習の成果を地域で生かすことができるよう、社会参加活動の支援の充実に努める。

ア 関係機関との連携による多様な学習機会の支援

(ア)三戸オープンキャンパス、分館講座、高齢者学級寿教室の開講

- (イ) 大学との連携による講演会及び学習会（園・保育所・学校の保護者対象）の開催
- (ウ) 三戸キッズチャレンジの開講

イ 学習成果を生かした社会参加活動の支援

- (ア) 学びの成果を生かす機会の拡充と積極的な活用
- (イ) 広域的な情報収集とコーディネート機能の拡充
- (ウ) 学習者や愛好者などによる自主グループ・サークル活動への支援

(4) 社会教育推進のための基盤整備

生涯学習活動の拠点となる社会教育施設の機能充実及び活用促進に努める。

ア 社会教育推進体制の充実

- (ア) 事業評価の充実
- (イ) 県及び他市町村の学習情報の収集・提供

イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進

- (ア) 利用者の視点に立った環境の工夫
- (イ) 町民の学習ニーズの把握

ウ 社会教育関係職員の養成と資質の向上

- (ア) 研修等への積極的参加
- (イ) 社会教育主事講習への計画的派遣

エ 社会教育関係団体等の活動の支援

- (ア) 社会教育関係団体等事業の支援
- (イ) 自主グループ・サークルの活動支援

(5) 生涯スポーツの振興

幅広い層の町民が、健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、スポーツに親しむ機会の拡大に努める。

ア 地域スポーツの推進

- (ア) 総合型地域スポーツクラブの支援
- (イ) 各種スポーツ大会の開催及び大会へのニュースポーツの導入
- (ウ) 三戸町体育協会との連携

イ スポーツに関わる人財の養成と活用

- (ア) スポーツ推進委員の研修等への積極的参加
- (イ) スポーツ推進委員の専門性を活かす場の拡充
- (ウ) スポーツ団体との連携

ウ スポーツ活動推進のための環境整備と活用の促進

- (ア) 利用者の視点に立った環境の工夫
- (イ) 町民のスポーツニーズの把握

(6) 文化財の保存と活用

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある町民生活を実現するため、次代へ伝えるかけがえのない文化財の保存・活用に努める。

ア 文化財の保護・保存

- (ア) 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発
- (イ) 文化財の調査や記録作成の実施
- (ウ) 町文化財指定の推進

- (エ) 文化財の保存・修理等の支援
- イ 文化財の公開・活用
 - (ア) 文化財の公開・活用の促進と情報発信
 - (イ) 郷土史を学べる機会の充実
- ウ 伝統芸能の継承
 - (ア) 伝統芸能の後継者の育成支援と発表機会の充実
 - (イ) 伝統芸能の記録作成の実施
- エ 三戸町立歴史民俗資料館の機能の充実
 - (ア) 町内の史資料の収集・保管、展示・調査研究の充実と情報発信
 - (イ) 教育普及活動の充実
- オ 国史跡三戸城跡の保存・活用及び考古学的調査の推進
 - (ア) 史跡の本質的価値の保存管理
 - (イ) 史跡の調査研究・展示・教育普及活動の充実と情報発信
 - (ウ) 関係団体との広域連携の推進